

新潟県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第9号

新潟県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

新潟県公有財産事務取扱規則（昭和48年新潟県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| (財産台帳登録価格) 第20条 財産台帳に登録すべき価格は、土地、立木竹、建物、工作物、船舶、 <u>航空機及び有価証券</u> については別に定めるところにより算出された価格、出資による権利については出資金額とする。 2 財産台帳に登録された価格は、3年 <u>(有価証券及び出資による権利にあつては、1年)</u> ごとにその年の3月31日の現況において、 <u>別に定めるところにより評価替えをしなければならない。</u> ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 第1号様式 (略) 有価証券出納通知書 (略) 注：1～3 (略) <u>4 株券の場合は、「円」を「株」とし、額面金額に代えて券面ごとの株数を記入すること。</u> | (財産台帳登録価格) 第20条 財産台帳に登録すべき価格は、土地、立木竹、建物、工作物、船舶及び航空機については別に定めるところにより算出された価格、 <u>有価証券については額面金額</u> 、出資による権利については出資金額とする。 2 財産台帳に登録された価格 <u>(有価証券及び出資による権利を除く。)</u> は、3年ごとにその年の3月31日の現況において評価替えをしなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 第1号様式 (略) 有価証券出納通知書 (略) 注：1～3 (略) |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。